

## 議決権行使レポート

証券コード 5480

会社名 日本冶金工業株式会社

	賛成	反対	棄権
第1号議案 剰余金の処分の件	○		
第2号議案 取締役3名選任の件			
小林 伸互 氏	○		
谷 謙二 氏	○		
菅 泰三 氏	○		
第3号議案 監査役2名選任の件			
木内 康裕 氏	○		
小野寺 俊博 氏	○		
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	○		
第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)継続の件	○		

### 上記の推奨をした理由

#### 【第1号議案】

配当金、配当性向、自己資本利益率の推移

出所：日本冶金工業財務諸表

	2020年	2021年	2022年	2023年
配当金	60円	45円	120円	200円
配当性向	17.1%	18.2%	21.4%	15.2%
自己資本利益率	10.4%	6.8%	13.6%	24.7%

配当性向は2023年期も含めて継続的に、ISSの剰余金処分の賛同基準である15～100%に収まっており、自己資本利益率も8%を大幅に超えているため、株主への還元が適正になされていると考えられる。また、当期配当金は200円となり、前年度と比べても増えているため、第1号議案については賛成である。

#### 【第2号議案】

以下、個別に説明する

- ・小林 伸互氏

前期において代表取締役を務めており、表にあるように前期において当社の自己資本率は13.6%で、継続的に8%を上回っているため、適切な資本生産性を維持した経営をして

いると考えられる。そして当社の取締役9人のうち、4人が社外取締役となっているため、社外取締役の人数は十分であり、取締役の独立性を保つためのチェック機能が果たされるようにしていると考えられる。また、前年度における取締役会への出席状況は15回中14回と良好である。当社の財務、会計、経営企画などを長年担当してきたという豊富な経験と実績があることに加え、将来に向けた企業基盤構築のため、重要課題への取り組みをリードしており、再任は妥当と考えられる。しかし、取締役9人のうち女性が社外取締役1人だけであり、内部多様性をより強化していくことが期待される。

・谷 謙二氏

前期において社外取締役を務め、同時に当社と特別な関係のない株式会社大紀アルミニウム工業所の社外取締役も務めているため、独立性が担保されると考えられる。また前年度において15回の取締役会にすべて出席しており、商社において長年経営に携わるなど企業経営に関する豊富な経験、知識を持っているため、再任は妥当である。

・菅 泰三氏

前期において社外取締役を務め、15回の取締役会すべてに出席している。製造業において長年携わる等、豊富な経験や知識を有しており、当社経営に有益な意見や指摘をしているため、再任は妥当と考えられる。

### 【第3号議案】

木内氏は当社での経営企画部の担当役員の経験が、小野寺氏は当社での長年にわたる内部監査に関する経験があり、それを生かした当社の常勤監査役としての的確な監査が期待される。木内氏、小野寺氏ともに当社での勤務経験があるため経営に関する監督機能について心配されるが、ほかに二人の独立した社外監査役をおいているため、再任されてもコーポレートガバナンス体制に問題は与えないと考えられる。よって、木内氏と小野寺氏の選任は妥当である。

### 【第4号議案】

日本冶金工業株式会社の監査役会は常勤監査役二人と社外監査役の二人で構成されているが、法令では監査役の最小構成人数は3人で、最低でも二人の社外監査役を置く必要があるため、欠員に備えて補欠監査役を選任するのは賛成である。補欠監査役候補者の星川信行氏は弁護士としてコーポレートガバナンスを含む企業法務に精通し、客観的な視点で独立した立場から当社の監査業務を行うことが期待されるため、補欠の社外監査役に選任するのは妥当である。

### 【第5号議案】

当社では2020年開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」（以下、原対応方針）の導入を決定し、同年の株主総会において承認可決を得た。現

対応方針の継続の理由としては

- ① 日本の法制度下では、買付行為が行われた際に、株主や取締役会が合理的な意思決定を行う機会が十分確保されない
- ② 近年日本では敵対的な大規模株式買付行為が顕在化している
- ③ 日本においてニッケル系ステンレスを供給するメーカーは実質 2 社のみとなり、当社の高機能材が世界各国の様々な分野で欠かせない産業材となっている中、敵対的株式買付が行われると安定的な製品供給が阻害される

が挙げられる。当社の企業価値や株主の共同利益の確保、向上のために原対応方針を継続することは妥当と考えられる。また、本対応方針では、原対応方針からの変更点として、特別委員会の諮問事項に対抗措置の発動の是非につき株主意思を確認するための株主総会の開催の是非が含まれることを明確化しており、当社の、株主の意思決定を尊重する姿勢が感じられるため、その変更内容も妥当と考える。

## 参照

- ・ 日本冶金工業株式会社招集通知

[https://ssl4.eir-parts.net/doc/5480/ir\\_material1/207709/00.pdf](https://ssl4.eir-parts.net/doc/5480/ir_material1/207709/00.pdf)

2023 年 6 月 27 日参照

- ・ ISS2023 年度日本向け議決権行使助言基準

<file:///C:/Users/fujia/Downloads/Japan-Voting-Guidelines-Japanese.pdf>

2023 年 6 月 27 日参照

- ・ IR バンク 日本冶金工業株式会社ページ

<https://irbank.net/E01242/dividend>

2023 年 6 月 27 日参照